

学校法人龍澤学館 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動制限指針 (BCP)

◎当法人では下記の基準を検討し、新型コロナウイルス感染症対策本部にて社会状況に鑑みレベルを決定しております。

◎この基準を目安に、行政の指針を踏まえうえて、総合的に判断することとします。

2021.11.1

| レベル | 総合 | 判断基準 | 園児・生徒・学生の活動関連 (授業[講義・演習・実習・ゼミ]、 学校行事、補講) | 部活動 | 生徒・学生の海外研修 | 施設利用 | 関係者・関係者以外の施設出入り関連 (三者面談、商談等、連携授業受入、個別相談、OC) | 学外イベント関連 (開催、参加、マイクロバス利用) | 教職員の会議・出張関連 (学内会議、学外会議・ガイダンス・研修等参加、 国内出張、海外出張、飲食を伴う会議・懇親会) | 教職員の勤務関連 (通勤手段、時差出勤、在宅勤務) |
|-----|-----------|---|--|--|--|----------------------------------|---|--|--|--|
| 0 | 通常 | 国内の感染が収束している状況 | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり ・時差出勤利用も可 但し、時差出勤利用の場合は残業不可 |
| 1 | 小規模 制限 | ・学内で感染が発生していない ・国または県から、行動規制を 要請されていない | 可 【条件】 ・感染防止対策の徹底 | 可 【条件】 ・感染防止対策の徹底 | 外務省の感染症危険レベルまたは危 険情報レベルが2以上となっている地 域については原則禁止とする | 可 【条件】 ・感染防止対 策の徹底 | 可 【条件】 ・感染防止対策の徹底 | 一部可・制限あり 【条件】 ・感染防止対策の徹底 【制限】 ・直近1週間の新規感染者数(対人口10万 人)が15人以上の地域でのイベントは、開 催、参加ともに地域の状況を鑑みて判断す る** ・マイクロバスは、内部利用のみ可 | 一部可・制限あり 【条件】 ・感染防止対策の徹底 【制限】 ・海外出張は感染症危険レベルまたは危険情報レ ベルが2以上となっている地域については原則禁止とす る ・飲食を伴う会議・懇親会は地域の状況を鑑みて判 断する ・直近1週間の新規感染者数(対人口10万人)が 15人以上の地域への出張および学外会議等への参 加は、地域の状況を鑑みて判断する | 原則、通常どおり ・レベル0と同様 ・業務状況を勘案し、特別な事情がある場 合在宅勤務も可(事前許可制) |
| 2 | 中規模 制限 | ・学内で感染が発生しているが、 感染拡大のリスクは低い ・国または県から、行動規制を 要請されている | 一部可 【条件】 ・感染防止対策の徹底(分散登校、遠 隔授業を推奨) | 一部可・制限あり 【条件】 ・感染防止対策の徹底 【制限】 ・原則として練習は2時間以内 ・当該部及び相手先で感染者が出た 場合、対外試合の禁止 ・当該部で感染者が出た場合、遠征 の禁止。また、当該地域の状況を鑑み て判断する | 国(外務省)の講ずる措置に基づき判 断する | 制限あり 【制限】 関係者以外の 出入りを制限 | 一部可・制限あり 【条件】 ・感染防止対策の徹底(37度以上は原則入場禁止) 【制限】 ・直近1週間の新規患者数(対人口10万人)が15人以 上の県外からの来校は、地域の状況を鑑みて判断する* ・連携授業受入・OCは教室の収容率を50%以下に人数 制限 | 原則不可 但し、やむを得ず参加する必要がある場合 は理事長の事前許可を必要とする | 制限あり 【制限】 ・レベル1と同様 ・国内出張および海外出張は国(外務省)の講ずる 措置に基づき判断する ・学外会議等への参加はオンラインのみ可 ・学内会議を対面で行う場合は、少人数で開催(オン ライン開催を推奨) | 原則、通常どおり ・レベル1と同様 ・感染予防を目的とする自家用車通勤を 認める(事前届出制) |
| 3 | 大規模 制限 | ・学内で感染が発生しており、 感染拡大のリスクがある ・国または県から、休校を要請 されている | 遠隔授業のみ可 【条件】 原則として、配信は教員の自宅から行 う | 不可 | 不可 | 原則閉鎖 | 原則不可 但し、関係者の必要不可欠な出入りのみ認める(当番勤 務など)が、立ち入りの際は、消毒・検温等の感染防止対 策を義務付ける | 不可 | 制限あり 【制限】 ・レベル2と同様 ・学内会議はオンラインで実施 | 地域の状況に応じ、また、保健所の指導に より、出勤または在宅勤務を判断する 出勤する必要がある場合は所属長の事前 許可を必要とし、公共交通機関の利用は 禁止する |
| X | 停止 | 学内での感染拡大が確認された | 詳しい状況の把握や濃厚接触者の確認・消毒作業等に必要期間、一時的に校内への出入りを制限する 【条件】 原則として、保健所の指示に従う | | | | | | | |

※ 国または県から要請や指示が出された場合は、その内容に従うことを原則とする

* 来校者が新型コロナワクチンの接種を2回済ませており、かつ入館前に(エントランスホール等で)抗原検査を実施して結果が「陰性」と判明した場合は、入館を認めることもある(各校責任者による許可を必要とする)

** 参加者が新型コロナワクチンの接種を2回済ませており、感染リスクが高まる「5つの場面」を伴わない場合、参加を認めることもある(理事長または本部長による許可を必要とする)